

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二章に定める遺留分に関する民法の特例に係る規定

の施行期日を平成二十一年三月一日とすること。

政令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十一年三月一日とする。

理由

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年五月十六日法律第三十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律要綱

第一 総則

1 目的

本法の目的を、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することとする。

(第一条関係)

2 定義

この法律における「中小企業者」の定義をすること。

(第二条関係)

第二 遺留分に関する民法の特例

1 定義

第二における「特例中小企業者」、「旧代表者」及び「後継者」の定義をすること。(第三条関係)

2 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

一 後継者を含む旧代表者の推定相続人(兄弟姉妹を除く。)は、その全員の合意をもって、書面によ

り、当該後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと又は遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時ににおける価額とすることができるものとする。

二 旧代表者の推定相続人は、一の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、当該後継者が当該合意の対象とした当該特例中小企業者の株式等を処分する行為をした場合等に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならぬものとする。

(第四条関係)

3 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

一 旧代表者の推定相続人は、二一の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した当該特例中小企業者の株式等以外の財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことができるものとする。

二 旧代表者の推定相続人が、2一の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならないものとする。

三 旧代表者の推定相続人は、二の合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与等により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことができるものとする。

(第五条及び第六条関係)

4 経済産業大臣の確認

2一の合意(3の合意をした場合)については、2一及び3の合意)をした後継者は、当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること等について、経済産業大臣の確認を受けることができるものとする。及び当該確認に必要な手続等を規定すること。

(第七条関係)

5 家庭裁判所の許可

2一の合意(3一又は三の合意をした場合)については、2一及び3一又は三の合意。以下同じ。)は

、経済産業大臣の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずるものとする。こと、及び家庭裁判所は、当該合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを許可することができないものとする。こと。

(第八条関係)

6 | 合意の効力

2-1の合意につき家庭裁判所の許可があつた場合の効力の内容を規定すること、及び旧代表者がした遺贈及び贈与について当該合意の当事者以外の者に対してする減殺に影響を及ぼさないものとする。こと。

(第九条関係)

7 | 合意の効力の消滅

2-1の合意は、後継者の死亡その他の事由が生じたときは、その効力を失うものとする。こと。

(第十条関係)

8 | 家事審判法の適用

5の家庭裁判所の許可は、家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなすものとする。こと。

第三 支援措置

1 経済産業大臣の認定

中小企業者（上場している会社を除く。）は、経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められることについて、経済産業大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十二条関係)

2 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）の事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化の措置を講ずるものとする。

(第十三条関係)

3 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の規定にかかわらず、認定中小企業者（会社であるものに限る。）の代表者に対し、当

該認定中小企業者の事業活動の継続に必要な次の資金を貸し付けることができるものとする。

(第十四条関係)

一 小口の資金

二 農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金

三 長期の資金(前号に掲げるものを除く。)

(別表関係)

4 指導及び助言

経済産業大臣は、代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、人材の育成等に計画的に取り組むことが特に必要かつ適切な中小企業者の経営に従事する者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。

(第十五条関係)

第四 雑則

この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができるものとする。

(第十六条関係)

第五 附則

1 この法律は平成二十年十月一日から施行するものとする。ただし、第二の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 政府は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

3 この法律の検討に関し必要な規定を設けること。

(附則第三条関係)